

議案第86号

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

健康保険部長寿政策課
令和6年6月24日

1 条例改正について

○ 介護保険法施行規則の改正

令和6年3月29日 厚生労働省令第61号
改正内容を条例に反映

○ 改正の目的

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、現行の配置基準を存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とする。

○ 施行期日

公布の日から施行

2 地域包括支援センターの職員配置 基準について

○ 職員配置（改正後もこの点に変更なし）

- (1) **保健師**（これによりがたい場合、地域ケア、地域保健等の経験があり、かつ高齢者の公衆衛生業務経験1年以上の看護師）
- (2) **社会福祉士**（これによりがたい場合、福祉事務所現業経験5年以上、介護支援専門員経験3年以上、かつ高齢者の保健福祉相談業務3年以上）
- (3) **主任介護支援専門員**（これによりがたい場合、リーダー研修（現在実施なしのため受講不可能）の修了、かつ介護支援専門員の実務経験と同職相談支援の知識、能力を有する）

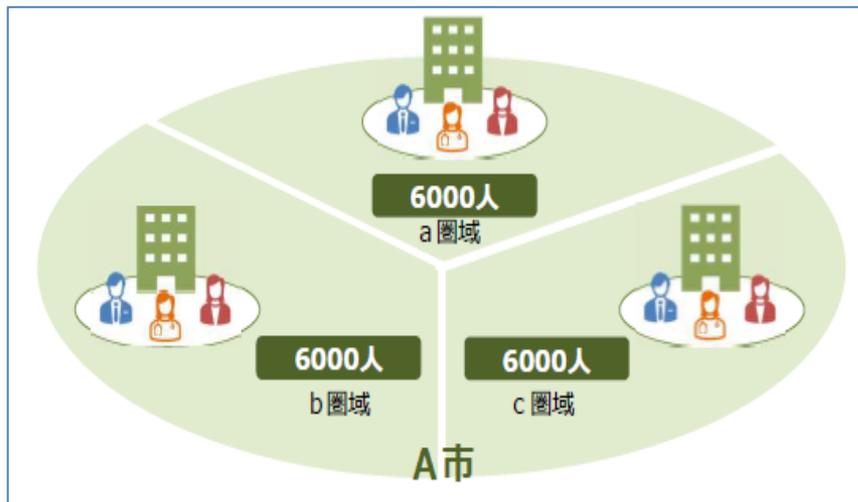
※（2）、（3）は、いずれも将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

3 改正の概要について

- (1) 現行の地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、**常勤換算方法**によることを可能とする。
- ※ **常勤換算方法**とは、センターの勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法
- (2) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、**複数の地域包括支援センターを一の区域**として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。
- この場合でも2職種の配置は必須とする。

4 改正のイメージ図

<改正前>



a、b、cそれぞれの圏域で3職種を配置

<改正後>



例：3つのセンターがある場合、どこかのセンターで社会福祉士がいなくても、違うセンターに2人いれば、合計3職種×3センター分の9人ずついることになるため、基準を満たす。

(この場合でも最低2職種は必置)

※3つの圏域の必要な専門資格と総配置人数は同じ

(イメージ図は厚生労働省社会保障審議会資料から抜粋)

大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月16日 条例第4号</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、大津市地域包括支援センター運営協議会_____の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>3 地域包括支援センターは、各被保険者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 地域包括支援センターの職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。</p> <p>5 地域包括支援センターは、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。</p>	<p>大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月16日 条例第4号</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 地域包括支援センターは、大津市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>3から6まで （略）</p>

6 地域包括支援センターは、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の地域包括支援センターと連携し、及び協力することができる体制を構築するよう努めなければならない。

(職員及びその員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

(新設)

(新設)

(職員及びその員数)

第4条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に定める員数の当該各号に掲げる常勤の職員を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが同項の職員及びその員数の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 前2項の場合において、常勤の職員の員数については、協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援セン

2 前項の 規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると大津市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

ターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人